国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成３０年７月２０日
中部ブロック発注者協議会

平成30年度 中部ブロック発注者協議会を開催します

公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等、「発注関係事務の運用に関する指針」にもとづき、発注関係事務の適切な実施にむけ１５項目の自己評価の結果を確認するとともに、発注者間の連携を強化するため、平成30年度 中部ブロック発注者協議会を開催します。

- ✓ 開催日時：　平成３０年７月２７日（金）　14:00 ～ 16:00
- ✓ 開催場所：　名古屋銀行協会会館　201会議室（2F）
  名古屋市中区丸の内2丁目４-2
- ✓ 参加予定機関：　44機関

＜参考＞

◇ 中部地方整備局では、平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）を受け、発注者間における各種施策の連絡調整の為、平成20年11月に「中部ブロック発注者協議会」を設立しました。

◇ 本協議会は、各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注者間の協力体制を強化するとともに、地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的としています。

１．添付資料　　資料－１　協議会次第（案）
　　資料－２　中部ブロック発注者協議会について

２．配布先　　中部地方整備局記者クラブ

３．問合せ先　　中部ブロック発注者協議会事務局
　　中部地方整備局　企画部　技術管理課
　　TEL ０５２－９５３－８１３１
　　企画部　技術管理課長　加藤　豊
　　課長補佐　　岩田　明

４．その他　　・本会議は公開で開催しますが、会議の運営上、写真等の撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。
　　・取材を希望される方は、事前に連絡をお願いします。また、当日は取材者証(腕章)の着用をお願いします。

資料－１

（案）

平成 30 年度 中部ブロック発注者協議会

日時:　平成30年7月27日(金) 14:00 ～ 16:00
場所:　名古屋銀行協会会館　201 会議室

次　　第

1.開　会

2.挨　拶

3.情報提供　　国土交通省　技術調査課、建設業課

4.議　事

（１）規約の一部改正について

（２）中部ブロック発注者協議会の取組について

（３）各機関の取組について
中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県

（４）今後の取組について
・協議会スケジュール
・地区別発注見通しの推進
・自己評価結果の公表
・その他

5.閉　会

中部ブロック発注者協議会について

資料－2

発注者協議会の設置経緯

平成17年4月 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。） 施行

・公共工事の品質確保が、発注者（国、地方自治体、特殊法人等）の責務となった。

平成20年11月 「中部ブロック発注者協議会」を設置

・品確法の趣旨を踏まえ、各種施策の「連絡調整」のため設置

平成26年6月 「品確法」の改正

・改正品確法運用指針が策定され、「発注者間の連携体制の構築」が必ず実施すべき事項とされた。

平成26年度 「中部ブロック発注者協議会」を法定協議会として体制を強化

・協議会の役割を各種施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し
・全市町村参加の県部会を設置

中部ブロック発注者協議会の組織 （194機関）

中部ブロック発注者協議会（44機関）
① 国の機関（18機関）
② 地方公共団体の機関（14機関※）
③ 特殊法人等の機関（10機関）
④ オブザーバー（2機関）

※県部会と重複あり（10機関）

- 岐阜県部会（42市町村）
- 静岡県部会（35市町）
- 愛知県部会（54市町村）
- 三重県部会（29市町）

平成30年度中部ブロック発注者協議会

幹事会 第1回（6月29日）
↓
協議会（7月27日）
↓
各県部会 第1回（8～9月）
↓
各県部会 第2回（1月）
↓
幹事会 第2回（2月）